

新たな隣保館等の
今後のあり方について
基本方針

平成 2 5 年 3 月
草 津 市
草津市教育委員会

目次

○基本方針

はじめに/基本方針について・・・ 1

隣保館等の今後の基本的な方向

(1) 住民主体のまちづくりをめざして・・・ 2

- ①地域と隣保館等の役割分担の明確化
- ②自主的な住民活動によるまちづくりへの取組
- ③隣保館等運営委員会の活性化
 - ◎地域と隣保館等の役割分担の明確化の考え方 (①関係)

(2) 隣保館等の運営と職員の適正配置について・・・ 3

- ①事業委託への移行
- ②指定管理者制度への移行
- ③職員の適正配置
 - ◎事業委託への移行の考え方 (①関係)
 - ◎指定管理者制度への移行の考え方 (②関係)

(3) 隣保館等の活性化をめざして・・・ 5

- ①住民交流・地域交流の促進
- ②教育、文化の向上をめざして
- ③児童・生徒の自主的な仲間づくりの推進
- ④地域福祉・相談体制について

(4) 教育・啓発の推進について・・・ 8

(5) その他・・・ 8

○工程表

はじめに

隣保館は、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的としている。また、教育集会所は、住民の教育文化の向上および社会福祉の増進を図ることを目的としている。

これら隣保館等について草津市隣保館等運営審議会から平成24年2月9日に「新たな隣保館等の今後のあり方について」答申を受けた。

この答申を尊重し、各種施策を効果的・積極的に推進するため、ここに基本方針を定め、平成24年度から平成29年度末を実施年度とし、事業の円滑な推進に努める。

なお、事業推進の基本姿勢としては、一般施策として行うものとし、対象地域を含む近隣・周辺地域や小中学校区、事業内容によっては市域全体を対象として隣保館を中心とした交流の輪を広げる等の取組を進める。

さらに、本市の財政運営について、昨今、歳出全体の徹底した洗い直しや、制度・施策の抜本的な見直し、優先順位の厳しい選択が求められており、このことから隣保館等についても、効果的な事業運営に努める。

基本方針について

答申の「隣保館等の今後の基本的な方向」で示された4つの方向について基本方針を定め、施策の方向性を明らかにした。

さらに、具体的な取組を明らかにする必要があるものについては、基本方針の考え方を後段に示した。

また、施策を推進するに際して、具体的な取組年次を明確にするために工程表を作成し、取組内容を定めた。

なお、内は、「新たな隣保館等の今後のあり方について」（答申）からの引用である。

隣保館等の今後の基本的な方向

(1) 住民主体のまちづくりをめざして

【答申】

地域住民にとって真に住みよい地域社会としてさらに発展していくためには、自主的な住民活動が重要である。

このため、今日まで、隣保館等が支援してきた地域の各種団体等の活動や事業についても、今後は、「地域の役割」と「隣保館等の役割」を明確にして、「地域のことは地域で行う」という住民の意識を高め、地域が主体的に取り組んでいくようにすべきである。

そのためには、住民自らが自分の地域をどのようなまちにしていきたいのかを考え、自分の住んでいるまちを誇りに思えるようなまちづくりができるよう、隣保館等はそれぞれの地域の将来を見据えたまちづくりの仕掛け役となるべきである。

また、新たな展開として、予算と権限を地域に委ね、まちづくりコーディネーターの活用や、住民参加による自主的なまちづくりを進める上で、抜本的に隣保館等の運営方針を改革していくことが考えられる。

【基本方針】

①地域と隣保館等の役割分担の明確化

- 地域・各種団体への支援のあり方を明確にし、各地域の状況を踏まえながら住民（地域）主体のまちづくりを進める。

②自主的な住民活動によるまちづくりへの取組

- 地域の人材育成とスキルアップをめざし各種研修の受講、資格の取得（隣保事業士等）を促進する。

③隣保館等運営委員会の活性化

- 近隣・周辺地域からの運営委員の参画率を高め（過半数をめざす）、地域の実態に応じた多様な意見を反映させるとともに、まちづくりコーディネーターの参画・助言のもと、より開かれた隣保館運営をめざす。

◎地域と隣保館等の役割分担の明確化の考え方（①関係）

①現在、隣保館等が行っている事務および事業を、本来隣保館等が行うものと地域・団体が行うものに分類し、平成25年度から平成26年度にかけて、実施する。

②地縁団体・各種団体の事業、運営が自主的な取組となるよう、側面的支援を行うが、団体の事務には関与しない。なお、運動団体等が行う人権啓発等の取組については連携していく。

※側面的支援とはそれぞれの団体が自主的な活動を行う中で、以下のような補助的な役割を担うことである。

- ・ 団体運営や事業等への助言
- ・ 関係機関や窓口等の情報提供
- ・ 会議等へのオブザーバーとしての参画

（2）隣保館等の運営と職員の適正配置について

【答申】

市の業務は、行政運営の効率化や市民サービス向上の観点からアウトソーシングによる「民間活力」を積極的に活用されており、隣保館等の運営についても、地域と隣保館等の役割分担を明確にし、事務事業の点検・見直しを進め、自主自立の観点からも、地域のNPO法人や民間事業所等に委託可能な業務から順次、委託していくべきである。

また、隣保館事業や教育集会所事業の見直しや業務委託の進捗にあわせて隣保館等の職員を減じていくなど適正配置に努めるとともに、将来的には指定管理者制度による運営に移行していくべきである。

なお、隣保館等に配置している嘱託職員については、業務の内容やその必要性などを検討するとともに、隣保館等が行う事業の趣旨、目的にあった人材を広く募集するべきである。

【基本方針】

①事業委託への移行

○行政運営の効率化や住民サービス向上のため、隣保館・教育集会所における事務事業について見直しを行い、可能なものからNPO法人等への委託を進

める。

②指定管理者制度への移行

- NPO法人等への委託から指定管理者制度への移行に向けて条件整備を進め、可能な隣保館等から実施する。
- 平成27年度からアウトソーシングする業務の仕様内容を、人員の配置から業務内容・業務量による算定に見直し、業務の効率化を図る。

③職員の適正配置

- 隣保館等の事業の見直しとNPO法人等への業務のアウトソーシングに伴い、職員（教員、嘱託、臨時、保育所および幼稚園から勤務する職員を含む）を減じ、配置を行わない。
- 嘱託職員については業務内容やその必要性などを検討し、平成25年度の採用者から公募により採用する。

◎事業委託への移行の考え方（①関係）

- ①今後の隣保館等の方向性として、地域住民が自主的に運営していくことが望まれていること、また、隣保館は社会福祉法に基づく隣保事業を行う必要があることから、地域のNPO法人や民間事業所等まちづくり活動に取り組んでいる団体に委託するとともに、将来の指定管理者制度への移行を見据え、育成を図る。
- ②3職種（職業安定協力員、社会教育指導員、健康福祉推進員）については、職種の統合を見据えて業務内容の見直しを行い、委託していく。
- ③委託業務の所要額については、業務の内容および業務量に応じて、事業費・人件費・事務費等を算出する。
- ④上記②および③については、平成27年度から実施し、その時点での運営形態（市直営、委託、指定管理）に関係なく適用する。
- ⑤「就職の機会均等」の観点から、受託者に対して業務従事者の公平な採用選考を求めるため、業務の仕様に「公共職業安定所等を通じた求人および公平な採用選考」を明記する。

◎指定管理者制度への移行の考え方（②関係）

- ①時期については、隣保館および隣保館と一体的に運営がなされている教育集会所の業務の整理や、業務内容を「人員配置」から「業務量」に見直し、平成27年度からとする。
- ②移行については、委託事業が円滑に行われており、スムーズに移行できる隣保館等から実施していく。
- ③指定管理者については、地域の実情を把握しており、事業にかかるノウハウがあることから、当面は業務を委託しているNPO法人等とし、非公募とする。

（3）隣保館等の活性化をめざして

①住民交流・地域交流の促進

【答申】

住民交流・地域交流を活性化するためには、地域住民、周辺住民が隣保館等を利用して、隣保館等に来てよかったと思えることが重要である。そのためには、魅力のある事業、講座などを企画運営するとともに、隣保館等が魅力のある施設であることを、さまざまな媒体を通じて市民に情報を発信していかなければならない。また、隣保館等は市民センター等の事業にも積極的に参画するなど、連携を深め、交流の輪を広げていくべきである。

また、隣保館等運営委員会については、幅広い委員構成の下、隣保館等の活性化に向けて活発な議論を行うことが必要である。

【基本方針】

- 会館だより・ホームページ等の内容を充実するとともに、周辺地域を含め積極的に情報を提供する。
- 隣保館等と市民センターとの情報交換を行い、事業の連携や参加者の交流を促進する。
- 既存の住民交流啓発事業（スポーツ、文化等）の内容、方法、実施主体を見直し、より交流が深まる取組を行う。

②教育、文化の向上をめざして

【答申】

隣保館等では「地域住民の教養文化を高め、自立を促すこと」を目的に各種講座や事業を実施されてきた。今後もさらに住民の意識改革を図り、自己実現に必要な知識や技能を身につける場として事業展開する必要がある。

さらに、隣保館等で行われる講座等は、その基本に同和問題の解決をめざすという視点があるとともに、隣保館等が地域のコミュニティセンターとしての役割も担うことから、単に知識等を身につけるだけでなく、住民交流や生きがいつくりの場として、地域コミュニティの活性化につながる事業として取り組むことが大切である。

なお、事業の実施にあたっては、時代の要請や住民のニーズを的確に把握し、魅力のある講座等を企画すべきである。

【基本方針】

- 各種講座等について満足度や希望する講座などのアンケート調査を行い、ニーズに応じた講座等を企画し開催する。
- 講座等の参加者が事業内容等について、運営委員会へ提案できる機会を設ける。
- 教育、福祉、就労等のなお残された課題解決につながる講座等の企画・開催に努める。
(就職活動の面接講座、福祉分野の資格取得講座 等)

③児童・生徒の自主的な仲間づくりの推進

【答申】

自主活動学級については、自主的な仲間づくり活動に重点を置いた取組に移行していくべきである。また、ボランティアや地元のリーダーの参画のもとに、子どもたちの地域活動や人権の大切さを認識する活動を行っていく必要がある。

さらに、児童・生徒の学習習慣の形成や学力の定着などの課題については、児童・生徒の課題把握に努めながら全市的な取組の中で解決を図っていく必要がある。

また、隣保館等が行う子どもの講座については、参加対象を今以上に広げていくべきである。

【基本方針】

- 自主活動学級については地元大学生や地域ボランティアの参画を図りながら、自主的な仲間づくり活動として取組を推進していく。

- 自主活動学級の学力補充部分は、全市的な学びのセーフティネットの取組の中で推進していく。
- 子ども会活動等の運営に地元大学生や地域ボランティアが参画し、子ども会活動等の自主運営に向け支援を行う。
- 子どもを対象にした教室や講座については、ニーズに応じた内容に見直すとともに、幅広い参加を促すため、周知に努める。

④地域福祉・相談体制について

【答申】

隣保館は、地域福祉の活動拠点として、地域のNPO法人、ボランティアグループ、福祉事務所などと連携して事業を展開するための調整役（コーディネーター）としての役割を果たさなければならない。

特に、今後の少子高齢社会において、高齢者や障害者等の福祉の増進を図るための生きがい対策等の福祉事業や子ども・子育て支援事業を充実していく必要がある。

隣保館事業の根幹をなす相談事業は、人権、教育、福祉、就労など多岐にわたることから、職員の資質向上を図るとともに、関係機関等と連携を密接に図りながら課題解決を図ることが重要である。

【基本方針】

- 地域の福祉課題に対応するため、NPO法人やボランティアグループ、福祉事務所などの関係機関等との連携を深め地域福祉のコーディネーターとしての役割を果たす。
- 現行の隣保館デイサービス事業を核に、必要に応じてアンケート等を行い、ニーズに応じて内容を見直しながら高齢者、障害者等の生きがいづくり事業を実施する。（介護教室・日常生活訓練・給食、配食サービス等の展開）
- 「健康くさつ21」や子どもの健康等をテーマとした講座による健康教育や介護予防講座、健康相談をニーズに応じて内容を見直しながら実施する。
- 子育てにかかる講座やサロン、担当課との連携による相談・啓発活動を実施する。
- 嘱託職員の職種の統合等、体制を見直し、人権や福祉、就労等の各分野の相談や課題に対して総合的な対応ができるようにする。
- 各種相談への総合的な対応をめざして、人権センター、市の各部署、関係機関・団体との連携をさらに強化する。

(4) 教育・啓発の推進について

【答申】

今日までの教育・啓発の取組により、同和問題の解決に向けて一定の成果が見られたものの、未だ差別事象が発生している。このため、同和問題をはじめさまざまな人権問題を解決するには、13万人市民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、ねばり強い教育・啓発の取組が不可欠である。

今後も、隣保館等は、人権教育・啓発の拠点として、人権センター、市民センター等と連携を図りながら、さまざまな人権課題の解決のための教育・啓発の取組を地域との協働により実施することが必要である。

【基本方針】

各関係機関と連携・協働による教育・啓発事業の実施

- 人権センター、市民センター、地域の各種団体等との連携による人権講座等の教育・啓発事業を実施する。

(5) その他

【答申】

草津市においては、この答申の内容を尊重され、隣保館等が「地域福祉」、「人権啓発」、「住民交流」の拠点として、人権が尊重されるまちづくりのために、より一層の具現化に向けて積極的に取り組まれるように要望する。

また、今後、隣保館等の運営と具体的な事業の実施に関して、本審議会に状況を報告されるとともに、本審議会での議論を踏まえ、より効果的に事業を推進されるよう要望する。

【基本方針】

隣保館等運営審議会への報告

- 基本方針を定め、効果的に事業を展開していくとともに、隣保館等運営審議会に対し、進捗状況を報告する。